字都宮市中小企業高度化

設備設置助成制度のご案内

エネルギー価格高騰や円安の影響を受け、厳しい状況にある 市内中小企業等の設備投資を支援します。 【拡充内容】

①省エネ設備※の場合、補助率を2%上乗せします。

	補助率	補助率			
	(省エネ設備※)	(左記以外の設備)			
中小企業	取得価格の5%	取得価格の3%			
小規模事業者	取得価格の6%	取得価格の4%			

※経済産業省で実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C指定設備導入事業)」において補助対象設備として登録されている設備を指します。

②受付期間を2回設定します。

	R 5.1	R 5.2	R 5.3	R 5.4	R 5.5	R 5.6	R 5.7	~
先行								
受付	受付期間		現地調査・支払手続					
通常								
受付					受付	期間	現地調査	

■申請手続きの流れ

設備の設置 (令和4(2022)年1月2日~ 令和5(2023)年1月1日

↓ の期間に設置した設備)

補助金の申請 (先行受付期間:令和 5(2022)年 1 月 4 日 ~ 2 月 28 日)

↓ (通常受付期間:令和5(2023)年5月1日 ~ 6月30日)

現地調査・補助金交付決定 ※申請設備の設置状況や性能等について確認します

補助金の交付請求

■補助概要

対象事業・業種	市内で事業を営む製造業,特定サービス事業者又は宇都宮市リーディング企業で,市税を滞納していない中小企業者
補助金の内容・条件	新設・増設した設備の取得額の3%を助成 ①1台(基)あたりの取得価格が300万円以上のもの ②小規模事業者は取得額の4%を助成 ③省エネ設備は当該設備の補助率を2%上乗せ ④助成限度額1千万円
補助金の対象設備	設備設置の日が令和 4(2022)年 1 月 2 日から令和5(2023)年 1 月 1 日までのもの
申請方法	申請書に関係書類を添えて、直接または郵送

【用語解説】

■高度化設備

技術の高度化及び経営の合理化を促進するため自ら事業所に設置した、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産の購入に要する設備をいう。

■中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者をいう。

■小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に 規定する者をいう。

■特定サービス事業

総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務機器器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業及び自然科学研究所に属する事業をいう。

■□■交付申請に必要な書類■□■

申請書類	 (1)補助金交付申請書 (2)設置した設備の平面図又は配置図 (3)設置した設備の資産明細書 (4)設置した設備の領収書及びカタログ (5)会社概要を示す書類 ※省エネ設備については、該当することを証するもの (1)(3)(5)については所定の用紙があります。 これらは市のホームページからも取り出せます。 ホームページアドレス http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/
------	---

< お問い合わせ> 宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

TEL 028-632-2434 FAX 028-632-5420

E — mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp